

株式会社ワールドウィング 殿

国土交通大臣



後付安全運転支援装置の性能認定について

下記に掲げる装置について評価した結果「後付安全運転支援装置の性能認定実施要領」（令和 2 年国土交通省告示第 479 号）の認定基準に適合と認定したので通知します。

記

装置の名称及び型式

名称：あしもと見守るくん

型式：AMS-101、AMS-102、AMS-103、AMS-104、AMS-105、AMS-106、AMS-107、AMS-108、AMS-109、AMS-110

本申請者の氏名又は名称及び住所

株式会社ワールドウィング 中川 貴行
千葉県柏市十余二 3 3 7 - 4 5 8

装置の種類

後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置

装置の認定に係る基準

後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法

認定申請日

令和 3 年 8 月 2 日

基準適合の装置の認定に係る条件その他の特記事項

別紙の通り

認定の有効期間

令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日

備考

無

基準適合の装置の認定に係る条件その他の特記事項

(1) 認定の条件

- ① 以下の点について、製品説明資料やユーザーへの説明等において分かりやすく周知すること。
 - (ア) 装置の作動範囲は初期設定において行われるものである（普段のペダル操作が設定に反映されるものではない）こと
 - (イ) 右折時等加速するためにアクセルを強く踏み込むと装置が作動して加速が抑制される場合があること

(2) 留意事項

以下の事項に留意すること。

- ① 装置を正しく安全に使用するために必要な装置の機能、使用方法、作動条件、点検方法、注意事項、困ったときの対処方法等について、ユーザーに対して適切かつ確実に説明をすること。
- ② 上記の説明を行ったことを証する書面にユーザーの署名を得た上で保管すること。
- ③ 装置の取り付けについては、正しく取り付けることができる資格要件を持つ事業者に行わせること。
- ④ 装置の取り付けを行った車両を特定できる情報（車台番号等）を管理すること。
- ⑤ 取付事業者に係る資格要件の変更など、申請時の提出書類に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに「既認定申請書」を事務局に提出すること。ただし、申請時の提出書類に記載された事項に係る変更のうち、取付事業者の追加・削除や取付け可能な自動車の追加・削除については、「変更届出書」を事務局に提出すること。
- ⑥ 認定を受けた装置について、以下に該当する場合には速やかに国土交通省に資料を提出し説明すること。
 - (ア) 装置の不具合に起因する又はそのおそれがある人身事故又は火災が発生した場合
 - (イ) 装置が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、必要な改善措置を講じようとする場合

以上